

令和 5 年 5 月 25 日開会

第 753 回むつ市教育委員会

参 考 資 料

議案第 5 号	1 頁
議案第 6 号	2 頁
報告第 1 号	3 頁
報告第 2 号	6 頁
報告第 3 号	8 頁



# 工事概要及びパース等

## 【本体工事(全工種一括発注)】

敷地面積 : 14,010.99m<sup>2</sup>

構 造 : 鉄骨造 2階建て 新築

建設面積 : 2,207.57m<sup>2</sup>

延べ面積 : 2,607.24m<sup>2</sup>  
(1階 : 2,184.48m<sup>2</sup>  
2階 : 422.76m<sup>2</sup>)

調理能力 : 平常時 3,500食の給食  
災害時 9,000食×3日間の非常食

### 外構計画

#### ●舗装部分(鳥瞰図下側)

- 平常時 : 職員駐車場(32台)
- 冬期間 : ドクターへリ離発着上(要請時)
- 災害時 : 防災広場(給水、炊き出し等)

#### ●砂利敷部分(鳥瞰図左側)

- 平常時 : 来場者及び配送トラック駐車場
- 災害時 : 災害ボランティア、一時避難者用臨時駐車場

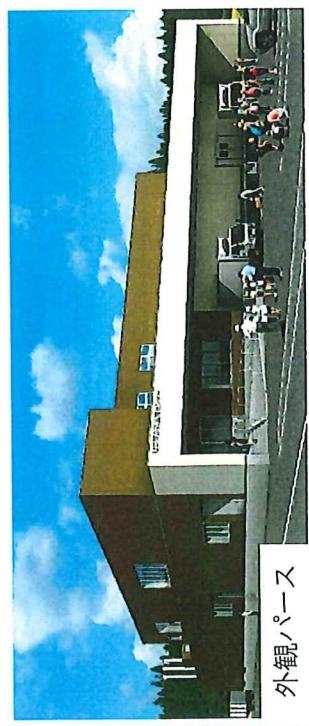


鳥瞰図

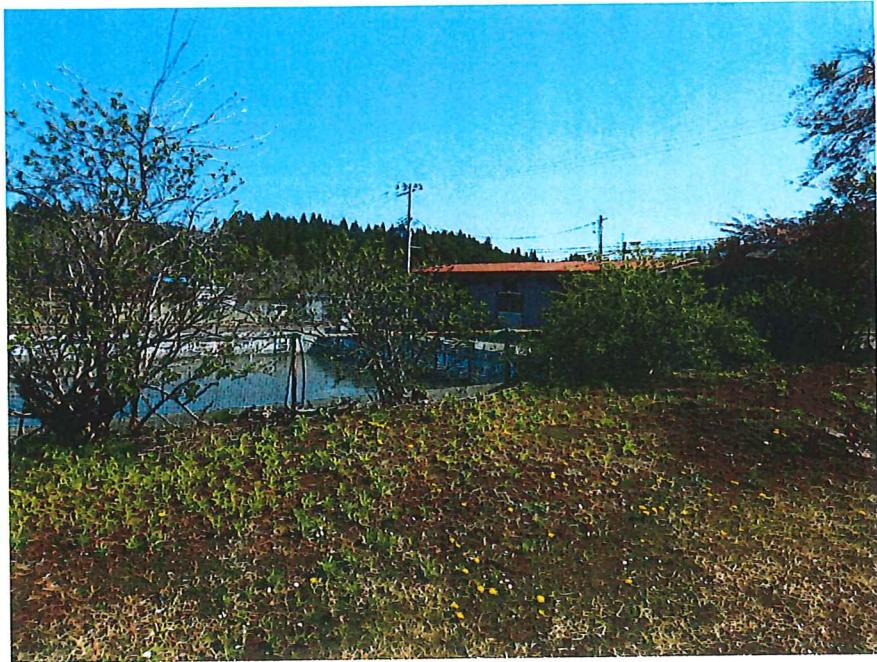


位置図

2F展示室



外観パース



No.1

旧関根中学校プール

遠景

.....

.....

.....

.....

.....

.....



No.2

旧関根中学校プール

プール

.....

.....

.....

.....

.....

.....



No.3

旧関根中学校プール

更衣室・機械室

.....

.....

.....

.....

.....

.....

写



む農林第 50 号  
令和5年4月26日

むつ市教育委員会  
教育長 阿部 謙一 殿

青森県むつ市中央一丁目8番1号  
むつ市長 山本 知也  
(公印省略)

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の  
現状変更（一時捕獲）等終了報告について

このことについて、令和4年6月29日付けむつ市教育委員会指令第16号で許可された現状変更（一時捕獲）等が終了したので報告いたします。

【添付書類】

1. むつ市が実施したニホンザルの捕獲状況について
2. 捕獲檻設置場所及び捕獲位置図
3. ニホンザル捕獲記録
4. 捕獲用檻（箱わな）仕様図

## むつ市が実施したニホンザルの一時捕獲状況について

1. 天然記念物の名称 天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
2. 指定年月日 昭和45年11月11日
3. 天然記念物の所在地 青森県むつ市及び下北郡
4. 所有者の氏名住所 日本国
5. 実施内容及び経過
- ①実施内容  
発信器が装着されていない群れ及び過去に発信器を取付けたが耐久年数がすでに経過している個体を麻酔銃及び箱わなにより、一時捕獲（麻酔薬で不動にする）を行い、発信器を装着後、元の群れに復帰させるものである。
- ②経過  
令和4年 6月 7日 む農水第128号でむつ市教育委員会宛「現状変更（一時捕獲）等許可申請書」を提出。  
同 日 む農水第129号で青森県知事宛「鳥獣捕獲等許可申請書」を提出。  
6月15日 青森県知事より下県局農水第330号「指令第34号」で許可。  
6月29日 むつ市教育委員会より「指令第16号」で許可。  
7月 1日 むつ市大畑町水木沢で1頭を捕獲し、発信器装着後放団。(Ko2-B群)  
7月 30日 むつ市川内町野平で1頭を捕獲し、発信器装着後放団。(Z2-B2群)  
12月 25日 むつ市脇野沢寄浪で1頭を捕獲し、発信器装着後放団。(A2-84B群)  
12月 26日 むつ市川内町蛎崎で1頭を捕獲し、発信器装着後放団。(A2-85群)
- ③総括  
今回の捕獲許可により、4頭を一時捕獲し、発信器を取付け、元の群れへ復帰させた。復帰後、モニタリング調査を実施してきたが、特に身体への影響がないことを確認済みである。  
今後も引き続き、モニタリング調査を行い、群れ管理及び被害対策に努める。

## サルの捕獲頭数

文化庁申請分				市教委申請分			
期間	許可頭數	捕獲頭數	年度	捕獲(殺処分)	許可頭數	捕獲頭數	一時捕獲
第2次第二種 計画期間	H29.6月～R元6月	303	95	H30		58	3
	R元9月～R3.6月	230	70	R2		58	5
第3次第二種 計画期間	R3.7月～R4.7月	300	27	R3		56	5
	R4.8月～R5.8月	367		R4		60	5
合計		1,200	192		0	298	22

## むつ市学校教育プラン検証委員会設置要綱

令和5年5月26日  
教育委員会告示第3号

### (設置)

第1条 むつ市学校教育プランの円滑な推進に向け、有識者等の意見を聴取し、むつ市学校教育プランの検証を行うため、むつ市学校教育プラン検証委員会（以下「検証委員会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 検証委員会は、次に掲げる事項について、協議するものとする。

- (1) むつ市学校教育プランの「めざす学校像」の5つの項目に関する取組状況に關すること。
- (2) むつ市学校教育プランの「アクションプラン」の2つの項目に関する取組状況に關すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、むつ市学校教育プランの検証に関し必要があると認める事項

### (組織)

第3条 検証委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちからむつ市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の推薦により、むつ市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) むつ市に在住する者
- (2) 教育に関する理解及び識見を有する者

### (任期)

第4条 委員の任期は1年とする。

- 2 委員に欠員が生じた場合は、補充することができる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 教育委員会は、特別の事由があるときは、任期満了前に委員の委嘱を解くことができる。

### (役員)

第5条 検証委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
  - 3 委員長は、会議を総理し、会議の議長となる。
  - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (会議)

第6条 検証委員会は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初の会議は教育長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 検証委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検証委員会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和5年5月26日から施行する。

む教総第302号  
令和5年5月1日

小中学校校長各位

むつ市教育委員会  
教育長 阿部謙一  
(公印省略)

### 5類感染症移行後の新型コロナウイルスの対応について

このことについて、国の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改訂され、令和5年5月8日以降の対応が変更となりましたので、子どもたちの健全育成と健康上の観点にご留意の上、ご対応いただきますようお願ひいたします。

#### 記

##### 1. 児童生徒又は教職員の陽性が判明した場合

- ・発症日を0日とし5日間経過、かつ症状軽快後1日を経過するまでは出席停止となります。
- ・令和4年8月1日付け、む教総第922号で通知しております陽性が判明した場合の教育委員会事務局総務課への報告などの対応は引き続きお願ひいたします。
- (別添のとおり、陽性者が判明した場合は、メールでご連絡をお願ひいたします。家族等の陽性に関し、これまで濃厚接触者とされ、報告をいただいておりましたが、今後は不要となります。

##### 2. 家族又は同居人等が感染した場合

- ・出席停止とはなりませんが、児童生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる病状がある場合は自宅で休養させてください。

##### 3. 検温について

- ・家庭において、児童生徒の体温を毎日チェックさせ、学校へ提出することは不要となります。また教職員も同様となります。

##### 4. 基本的な感染対策について

- ・換気は、気候上可能な限り、常時、2方向の窓を10~20cm程度、同時に開けて行う。
- ・登校時や外から教室等に入る時、トイレの後、給食の前後など、こまめに手を洗う。
- ・咳、くしゃみをする際、ティッシュやハンカチや袖などで口や鼻をおさえる。
- ・校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する際は、マスク着用が推奨されます。ただし、健康上の理由により着用できない児童生徒にマスクの着脱を強いることがないようにしてください。

以上

【担当】  
事務局総務課 総務・学務グループ  
TEL 22-1111(内線3110)

む教総第302号  
令和5年5月1日

保護者の皆様

むつ市教育委員会  
教育長 阿部謙一  
(公印省略)

### 5類感染症移行後の新型コロナウイルスの対応について

平素より、教育行政につきまして御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更される予定であり、この位置付けの変更と合わせて、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針は廃止されることとなります。

これにより、市内の中学校につきましても、下記のとおりの取扱いとなりますので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 児童生徒の陽性が判明した場合

・発症日を0日とし5日間経過、かつ症状軽快後1日を経過するまでは出席停止となります。

##### 2. 家族又は同居人等が感染した場合

・出席停止とはなりませんが、児童生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる病状がある場合は自宅で休養させてください。

##### 3. 検温について

・児童生徒の体温を学校へ提出することは不要となります。

##### 4. 基本的な感染対策について

学校における今後の基本的な感染対策については以下のとおりとなります。

・換気は、気候上可能な限り、常時、2方向の窓を10~20cm程度、同時に開けて行う。

・登校時や外から教室等に入る時、トイレの後、給食の前後など、こまめに手を洗う。

・咳、くしゃみをする際、ティッシュやハンカチや袖などで口や鼻をおさえる。

・校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する際は、マスク着用が推奨されます。ただし、健康上の理由により着用できない児童生徒にマスクの着脱を強いることがないように対応いたします。

以上

【担当】  
事務局総務課 総務・学務グループ  
TEL 22-1111(内線3110)